

必ずお読みください

令和4年度合格者で
宅地建物取引士証の交付を申請される皆様

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会

宅地建物取引士証の【法定講習の受講免除による交付申請】のご案内

「宅地建物取引士証」（以下、宅建士証）の交付を受けるには、宅建業法第22条の2第2項に基づく法定講習を受講していただく必要がありますが、**令和4年度の宅建試験合格日から1年以内に宅建士証の「交付申請」をされた場合には、法定講習の受講義務は免除されます。**

つきましては、法定講習の受講免除により交付を申請される際の手続きにつきまして、下記【受講免除による交付申請】手続きの流れにてご案内いたします。

※1 宅建士証の交付申請は任意です。交付を希望されない方は、申請する必要はございません。

※2 宅建業に従事されていない方でも、宅建士証の交付を受けることができます。

ご注意
ください

●宅建士証の交付申請には、宅地建物取引士（以下、宅建士）の登録が完了している必要があります。

●宅建士証の交付を受けないまま、試験合格日より受講免除期間の1年を経過してから、宅建士証の交付を受けられる場合は、「法定講習会」を受講（受講料 12,000円）していただく必要があります。

そのため、**受講免除にて宅建士証の交付を希望される場合は、登録完了後、下記の【受講免除】交付申請期日までに「交付申請」を行ってください。**

●「受講免除による交付申請」手続きの流れ●

登録申請



登録完了

【受講免除による交付申請】は、事前に【宅建士登録が完了】している必要があります。

宅建士登録は申請から完了まで1ヵ月程度の期間を要するため、受講免除交付申請までに余裕をもって完了しておいてください。

交付申請

(任意)

申請方法・必要書類
次頁に記載



交付

【受講免除交付申請期日】令和5年11月22日必着

※ 受講免除による申請手数料は 4,500 円です。

宅建士証を郵送（簡易書留）いたします。

※交付申請から交付までは約 2～3 週間のお時間を要します。

あらかじめご了承ください。

受講免除期間(令和4年度 宅建試験合格日から1年以内)を経過してから、宅建士証の交付を申請された場合宅建士証の交付には法定講習の受講が必要となります。（申請手数料、受講料併せて16,500円）

①あらかじめHP、電話等で法定講習の日程をご確認いただき、受講をお申込みください。（**先着順**）

②宅建士証は、法定講習の受講終了後、即日交付いたします。

●宅地建物取引士証【受講免除】交付申請手続きについて●

下記の書類等をご準備いただき「簡易書留郵便」にて本会までご郵送してください。

ご用意いただくもの

●証明写真（同一のもの3枚）

- (1)カラーの証明写真（縦3cm×横2.4cm）
- (2)上半身（肩より上）・正面向き・無帽・無背景・6ヵ月以内に撮影したもの

※ご注意※ 次の写真は受付できません。

- (1)人物、建物や家財道具、壁・障子・カーテンなどの模様が背景に写りこんでいるもの
- (2)顔・頭部・頭髪の一部が枠内に収まっていないもの
- (3)写真紙（フォト用紙）にプリントされていないもの（普通紙は不可）
- (4)表面が変色・色落ちするもの
- (5)その他、本人特定が困難（不鮮明など）であるもの

●登録通知書（京都府からの通知）のコピー

通知書に印字されている郵便番号・住所・氏名に誤りがないかを必ず確認し、訂正があれば、京都府建築指導課宅建業担当（075-414-5343）まで申し出てください。
（通知書の内容がそのまま宅建士証に反映します。）

●宅建士証送付用「封筒」（定型サイズ）

- ・封筒に「住所・氏名を記入」いただき、「404円分の切手を貼付」してください。
宅建士証の交付は、申請後3週間程度要しますのでご承知おきください。
※京都府より宅建士証が交付されましたら簡易書留郵便にて郵送致します。
※宅建士証は郵送のみのお取り扱いとなり、協会窓口での交付は致しません。

申込書類

次ページ以降の下記①～③の書類等をそれぞれ次の通りご準備ください。

※申請書等に記入いただく際は、必ずボールペン等の筆跡が消えないもので記入してください。
（鉛筆・シャープペンシル・筆跡が消えるボールペン（フリクションボールペンなど）は使用しないでください。）

①宅地建物取引士「管理カード（受講免除者用）」

1. 同管理カードの「記入欄（網掛け）に必要事項を記入」いただき、「写真を貼付（2カ所）」してください。
2. 「郵便局の『窓口』にて下記の指定口座に交付申請手数料 4,500円を払い込み」の上、「振込確認欄に『振込日』・『郵便局名』を記入してください。」

【口座番号 01010-5-24693】

【加入者名 （公社）京都府宅地建物取引業協会】

※備え付け用紙の通信欄に氏名・住所を必ずご記入ください。

②宅地建物取引士証「交付申請書（様式第7号の2の2）」

同申請書の「記入欄（網掛け）に必要事項を記入」いただき、「写真を貼付（1カ所）」してください。

③申込書類送付用「宛名ラベル」

上記の「申込書類①②」と「受講票返信用封筒」「登録通知書のコピー」を封入いただいた封筒に、同宛名ラベルを貼付（又は同じ内容を記載）いただき、「簡易書留郵便にて当会まで郵送」してください。

宅地建物取引士証交付 管理カード（受講免除者用）

登録番号	京都 第	号	登録年月日	年	月	日
合格証番号	第	号	試験合格日	年	月	日

発行年月日	年	月	日
発行番号			

(フリガナ)						
氏名						
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日生	性別	男・女



郵便番号	—					
現住所	都道	市郡	区町	府県	村	電話 () —

従事していなければ無記入

従事する宅地建物取引業者の商号	電話 () —	免許番号	知事・大臣・届出 () 第 号
-----------------	----------	------	------------------

※太線内の各項につき、万年筆かボールペン（黒・青）により楷書で正確に記入してください。

【振込確認欄】

申請手数料「4,500円」

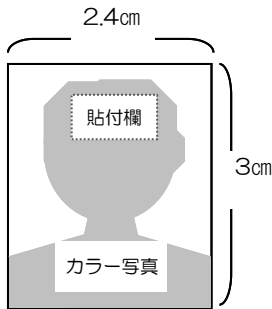
※入金後、必ずご記入ください。

振込日	令和	年	月	日
郵便局名				

[宅地建物取引士証] 証明写真「貼付欄」

(氏名)

※「氏名」を写真の裏面にも記入の上、貼付してください



※プリントアウトされる際の注意点※

この用紙はA4紙での印刷用に作成していますが、印刷される際の用紙サイズ、プリンターの設定によっては、上・左記の写真貼付欄のサイズが実寸（縦3cm・横2.4cm）と大小の相違が生じる場合がありますので、必ず写真が既定のサイズであるか確認の上、貼付してください

○上半身、脱帽、正面向き、無背景で6ヶ月以内に撮影した写真

※ご注意※ 次の写真は受付できません。

- 人物、建物や家財道具、壁・障子・カーテンなどの模様が背景に写りこんでいるもの
- 顔・頭部・頭髪の一部が枠内に収まっていないもの
- 写真紙にプリントされていないもの（普通紙は不可）
- 表面が変色、色落ちするもの
- その他、本人特定が困難（不鮮明など）であるもの

宅地建物取引士証 交付申請書

カラー写真
縦3cm×横2.4cm

貼付欄

下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

年 月 日

京都府知事 殿

郵便番号 ()

申請者 住所

氏名

- 申請の種類
- 1. 新規
 - 2. 更新
 - 3. 登録の移転
- 1

受付番号

*

受付年月日

*

申請時の登録番号

2 6

受講年月日

*

住所		
	電話番号() -	
(フリガナ) 氏名		
生年月日	年 月 日	
業務に従事している 宅地建物取引業者に 関する事項	商号又は名称	
	免許証番号	大臣()第 号 知事
新規の場合	試験の合格後1年を経 過しているか否かの別	1年を経過して いる いない
更新又は登録 の移転の場合	現に有する宅建士証 の有効期限	年 月 日

太枠内の 網掛けの部分のみご記入ください。

* 受講免除 *

確認欄
*

宅建士証 【受講免除】 交付申請書類送付先（宛名ラベル）

※申請書等をご送付いただく際、宛名ラベルとして封筒等へ貼付ください。

〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3 (京都府宅建会館)
公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 宅建士証「受講免除交付申請係」 行
簡易書留

※枠に沿って切り取って使用ください。

ご送付いただく際に

- ①必ず、郵便窓口にて簡易書留郵便でご送付ください。
- ②必ず、書類等が全て整っているかご確認ください。

- 宅建士証送付用「封筒」（定型サイズ）
- 登録通知書（京都府からの通知）のコピー
- 宅地建物取引士証交付「管理カード」
- 宅地建物取引士証「交付申請書(様式第7号の2の2)」